

日行連発第1387号  
平成28年3月18日

各単位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田和夫  
第一業務部  
部長 益本 納

自動車の登録業務の一部移管について（協力依頼）

今般、国土交通省より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成27年法律第44号）による改正後の「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）第24条の2第1項に基づき、自動車の登録に係る事実確認のための調査の業務を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に移管することとなっていることに関し、平成28年4月1日以降、自動車の登録関係手続の窓口業務等を機構職員が実施することとなることについての周知協力依頼が参りました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

- 自動車の登録業務の一部移管について（協力依頼）  
（平成28年3月11日付、国自情第271号の3）

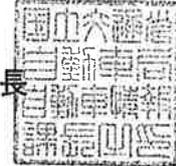
以上



国自情第271号の3  
平成28年3月11日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長



自動車の登録業務の一部移管について（協力依頼）

自動車の登録業務については、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成27年法律第44号）による改正後の「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）第24条の2第1項に基づき、自動車の登録に係る事実確認のための調査（以下「確認調査」という。）の業務を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に移管することとなっています。

このため、平成28年4月1日以降、自動車の登録関係手続の窓口業務等を機構職員が実施することとなります。

つきましては、本趣旨をご理解の上、傘下会員への周知につき、ご協力頂きたく特段のご配慮をお願いいたします。

なお、自動車の登録業務に関する確認調査の機構への移管については、下記のとおり地方支分部局ごとに実施されることを申し添えます。

記

平成28年4月1日から機構に確認調査が移管される地方支分部局  
別添のとおり

平成30年4月1日から機構に確認調査が移管される地方支分部局  
上記以外の全ての運輸支局・自動車検査登録事務所

(別添)

平成28年4月1日から機構に確認調査が移管される地方支分局

管轄運輸局名	移管する運輸支局・自動車検査登録事務所名
北海道運輸局	札幌運輸支局
東北運輸局	宮城運輸支局
	福島運輸支局
	岩手運輸支局
関東運輸局	東京運輸支局
	東京運輸支局足立自動車検査登録事務所
	東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所
	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
	神奈川運輸支局
	神奈川運輸支局川崎自動車検査登録事務所
	神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所
	埼玉運輸支局
	埼玉運輸支局春日部自動車検査登録事務所
	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
	埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所
	茨城運輸支局
	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所
	群馬運輸支局

管轄運輸局名	移管する運輸支局・自動車検査登録事務所名
中部運輸局	愛知運輸支局
	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所
	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所
	静岡運輸支局
	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所
	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所
近畿運輸局	大阪運輸支局
	大阪運輸支局なにわ自動車検査登録事務所
	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所
	奈良運輸支局
神戸運輸監理部	兵庫陸運部
	姫路自動車検査登録事務所
中国運輸局	岡山運輸支局
	山口運輸支局
四国運輸局	愛媛運輸支局
九州運輸局	福岡運輸支局

(参考)

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

（独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査）

第二十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査（以下この条において「確認調査」という。）を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2～4 （略）

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

（確認調査に関する経過措置）

第二条 国土交通大臣は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法（次条において「新道路運送車両法」という。）第二十四条の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日（以下「指定日」という。）の前日までは、政令で定める区域内に使用の本拠の位置を有する自動車の登録に関する確認調査（同項に規定する確認調査をいう。附則第十条において同じ。）を自ら行うものとする。

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第21号）（抄）

（確認調査に係る政令で定める区域）

第十八条 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 函館運輸支局、旭川運輸支局、室蘭運輸支局、釧路運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、青森運輸支局、秋田運輸支局、山形運輸支局、福島運輸支局、栃木運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、神奈川運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、長野運輸支局、福井運輸支局、岐阜運輸支局、愛知運輸支局、三重運輸支局、滋賀運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、鳥

取運輸支局、島根運輸支局、広島運輸支局、徳島運輸支局、香川運輸支局、高知運輸支局、福岡運輸支局、佐賀運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局、宮崎運輸支局及び鹿児島運輸支局の管轄区域（国土交通省令で定める区域を除く。）

## 二 沖縄総合事務局の管轄区域

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成28年国土交通省令第14号）（抄）

（確認調査に係る国土交通省令で定める区域）

第十二条 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号。以下「整備政令」という。）第十八条第一号の国土交通省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 福島運輸支局の管轄区域のうちいわき自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域
- 二 東京運輸支局の管轄区域のうち八王子自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域
- 三 神奈川運輸支局の管轄区域のうち湘南自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域
- 四 愛知運輸支局の管轄区域のうち豊橋自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域
- 五 福岡運輸支局の管轄区域のうち北九州自動車検査登録事務所、久留米自動車検査登録事務所及び筑豊自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域